

新 聞 会 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 本会は深川西高等学校新聞会と称し、深川西高等学校生徒会外局に所属する。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は民主主義の精神に徹し、校内のコミュニケーションを活発にし、啓蒙活動の中心的立場として生徒会の発展向上に寄与することを目的とする。

第 3 章 組織ならびに機関

第 3 条 本会は同好者をもって組織し、会長は会員の中より互選する。

第 4 条 本会は副会長及び会計その他必要に応じて係をおくことができる。

第 5 条 会長は編集発行人として編集会議を主宰する。

第 6 条 編集会議

（1）新聞の編集方針及び編集は編集会議を経て行う。

（2）編集会議は会員の 2/3 以上の出席を必要とする。

（3）編集会議は生徒会の他のいかなる機関からの牽制も受けない。

第 7 条 本会には顧問を必要とする。

付 則 この規約は昭和 52 年 12 月 20 日より施行する。

この規約は平成 15 年 3 月 31 日一部改正する。